

裏面も必ずご確認ください

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給】
【代理確認・受給を行う場合】

代理による場合は、原則として支給対象者本人の署名が必要となる
ほか、代理人公的身分証明書の写し等の提出が必要となります。
詳しくは、税務課の給付金担当までお問い合わせください。

代理人	(フリガナ)	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
	オワセ ハナコ				
	尾鷲 花子	子	男 女	明治・大正 昭和 平成 ● 年 ● 月 ● 日	〇〇県△△市□□町〇〇番地〇〇 電話 〇80 (〇000) 〇000
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)の 確認・請求 受給 確認・請求及び受給 を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。				本人氏名	署名 尾鷲 太郎

提出書類

提出される書類にチェックをお願いします。

- ☒ 『調整給付金(不足額給付分) 支給確認書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。
- ☒ 氏名、確認日、連絡先電話番号(一枚目表面)
- ☒ 振込口座(一枚目裏面(一枚目表面の口座欄が空欄の場合などに記入))
- ☒ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 確認者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☒ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 「(2)給付金の振込先口座の変更等」でチェックした場合のみ添付してください。
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認
できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☒ 『源泉徴収票や確定申告書などの写し(コピー)』
※ 表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ、給付額算出に必要な数値が
わかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)